

平成 18 年度税制改正について（環境税）

環境省として、平成 17 年 8 月末に環境税の創設を要望し、同年 10 月 25 日、「環境税の具体案」を公表したところ。その後、政府税制調査会、与党税制協議会における議論がなされ、以下のように位置付けられた。

平成 18 年度の税制改正に関する答申 （平成 17 年 11 月 25 日、政府税制調査会）

- 環境税関連部分の抜粋 -

二 主要な課題

8 . 地球温暖化問題への対応

いわゆる環境税については、国・地方の温暖化対策全体の中での環境税の具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組みの現状、さらには既存のエネルギー関係諸税との関係といった多岐にわたる検討課題がある。現在、関係省庁等において、これらの課題について議論が行われているところであり、その状況を踏まえつつ、総合的に検討していく必要がある。

平成 18 年度税制改正大綱 （平成 17 年 12 月 15 日、自由民主党・公明党）

- 環境税関連部分の抜粋 -

第三 検討事項

1 わが国は環境先進国として、地球温暖化問題において世界をリードする役割を果たすため、平成 17 年 4 月に京都議定書目標達成計画を閣議決定し、国、地方をあげて多様な政策への取り組みを開始し、6%削減約束を確実に達成することとしている。環境税については、平成 20 年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、さまざまな政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。